



通信

令和6年5月21日

第210号

加須市学校事務共同実施

事務職員からのお願い

6月28日（金）までに提出をお願いします。

○児童手当現況届

法律により、毎年6月30日までに「現況届及び所得証明書等」を提出する必要があります。

○扶養手当等の受給要件にかかる必要書類

扶養手当や共済組合の被扶養者が、受給要件を満たしているかを確認します。被扶養者の状況等により、必要書類が異なります。どちらも、事務職員から案内がありましたら、忘れずにご用意ください。

ライフプラン休暇支援給付金

今年度54歳になる互助会員の方（S45.4.2～S46.4.1生）で、「3日以上」の年休+「その他の休暇」を合わせて連続5日以上取得した場合、5,000円の給付が受けられます。休暇取得後、請求書を提出する必要がありますので、事務職員に申し出てください。

*取得期間

今年度中（4月1日～3月31日）

*対象となる休暇

3日以上の子休のほか、夏季休暇、週休日、職員の休日及び学校職員の休日を含みます。

マイリフレッシュ【変更点】

*リーフレットが1人につき1冊配布されていましたが、回覧用として各校5部配布となりました。

（リーフレット内容はHP等でも確認できます）

*電子クーポン内容確認画面（マイページ）から対象施設一覧が見られるようになりました。

*電子クーポン利用時、組合員番号のみの入力でしたが、組合員番号+生年月日（西暦8桁）の入力が必要になりました。

詳しくは「埼教互第1号二次元バーコード読み取り型電子クーポンの利用方法について」をご覧ください。